



栃木県公報

令和6(2024)年
4月9日(火)
第495号

目次

告示

○生活保護法による指定医療機関の指定	331
○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	332
○児童福祉法による指定通所支援の事業の廃止	332
○社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録	333
○土地改良区定款変更の認可	333
○土地改良区連合定款変更の認可	333

公告

○令和6(2024)年度栃木県立産業技術専門校訓練生の募集	334
○栃木県なかがわ水遊園の観覧料の承認	334
○土地改良区役員の退就任	335
○土地改良区清算人の退任	336
○土地改良区連合役員の退就任	336
○都市計画決定図書の写しの縦覧	336
○同	336
○都市計画変更図書の写しの縦覧	337
○同	337

正誤

○令和6(2024)年号外第20号中	337
--------------------	-----

告示

栃木県告示第241号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和6(2024)年4月9日

栃木県知事 福田 富一

1 病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
令和6(2024)年1月5日	なかむらこどもクリニック	真岡市熊倉1-25-7
令和6(2024)年3月1日	コスモス調剤薬局 千渡店	鹿沼市千渡1099
令和6(2024)年3月1日	ホロス那須塩原クリニック	那須塩原市沓掛2-17-8 ミコマーレ1号室

2 指定訪問看護事業者等

指 定 年 月 日	指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
令 和 6 (2024) 年 3月1日	株式会社オガワ	芳賀郡市貝町多田羅736-1	アットホーム訪問 看護リハビリス テーション	芳賀郡市貝町赤羽3647-1
令 和 6 (2024) 年 3月1日	株式会社シー ヒューマン	大阪府大阪市天王寺区上 本町6-2-26	訪問看護ステー ション ベル	足利市芳町42-1

(保健福祉課)

栃木県告示第242号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年4月9日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事 業 所		事 業 者		指 定 の 年 月 日	サービ スの種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所 の所在地		
0950900282	こどもケアセン ター キッズ 1st	真岡市高勢町 3-205-2	株式会社ソノマ マ	茨城県古河市 関戸1725-1	令 和 6 (2024) 年 3月1日	児童発達支 援 放課後等デ イサービス
0951300292	放 課 後 等 デ イ サービス ウィズ・ユー那 須塩原末広	那須塩原市末 広町64-70	合同会社ミライ エ計画室	那須塩原市鍋 掛1088-152	令 和 6 (2024) 年 3月1日	児童発達支 援 放課後等デ イサービス

栃木県告示第243号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項に規定する指定障害児通所支援事業者から指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年4月9日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事 業 所		事 業 者		廃 止 の 年 月 日	サービ スの種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所 の所在地		
0950900241	ドレミファソラ イズFC真岡	真岡市高勢町 3-205-2	スレイトン株式 会社	真岡市高勢町 3-205-2	令 和 5 (2023) 年 10月31日	児童発達支 援 放課後等デ イサービス
0950800367	ドレミファソラ イズFC小山	小山市駅東通 り1-34-15	桐樹株式会社	小山市駅東通 り1-34-15	令 和 5 (2023) 年 12月31日	児童発達支 援 放課後等デ イサービス

栃木県告示第244号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定による登録特定行為事業者の登録をしたので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年4月9日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	事業所		事業者		登録の年月日	特定行為の種類別
	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地		
092700016	INCメディカルサービス株式会社	宇都宮市下岡本町4552-14	みんなの介護 You&I	宇都宮市平松本町1131-1 ユリーズプラザ107	令和6(2024)年3月29日	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養

(障害福祉課)

栃木県告示第245号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6(2024)年4月9日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
飯塚土地改良区	令和6(2024)年3月29日
石橋土地改良区	令和6(2024)年3月29日
鬼怒川東部土地改良区	令和6(2024)年3月26日

栃木県告示第246号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、次の土地改良区連合の定款の変更を認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項の規定により公告する。

令和6(2024)年4月9日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区連合名	認可年月日
鬼怒中央土地改良区連合	令和6(2024)年3月27日

(農地整備課)

公 告

○令和6(2024)年度栃木県立産業技術専門校訓練生の募集

令和6(2024)年度に入校する栃木県立産業技術専門校訓練生を次のとおり募集するので、栃木県立産業技術専門校規則(昭和47年栃木県規則第36号)第9条の規定により公告する。

令和6(2024)年4月9日

栃木県知事 福田 富一

- 募集する訓練課程
普通職業訓練 短期課程(委託コース)
- 応募資格者

学校名	所在地等	訓練科名	対象者	定員	入校月
県立産業技術専門校	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地 48-4 電話028-689-6380	1 レストランサービス科	障害種別を問わない	5人	6月
		2 建築CAD基礎科	障害種別を問わない	5人	7月
		3 Webスキル習得科 (eラーニング)	身体・精神障害者	5人	9月
		4 事務パソコン基礎科	障害種別を問わない	5人	1月
		5 パソコン事務科	障害種別を問わない	5人	2月
県立産業技術専門校		6 事業主委託訓練	障害種別を問わない	16人	随時

注) 全ての訓練科について社会福祉法人等に委託して実施する。

- 募集期間及び募集方法

訓練科名	募集期間	応募方法
1 レストランサービス科	令和6(2024)年4月1日(月)から 同年5月27日(月)まで	最寄りの公共職業安定所に 求職の申込みをし、入校願 書を提出する。
2 建築CAD基礎科	令和6(2024)年5月1日(水)から 同年6月11日(火)まで	
3 Webスキル習得科 (eラーニング)	令和6(2024)年6月10日(月)から 同年8月6日(火)まで	
4 事務パソコン基礎科	令和6(2024)年10月15日(火)から 同年12月10日(火)まで	
5 パソコン事務科	令和6(2024)年11月15日(金)から 令和7(2025)年1月10日(金)まで	
6 事業主委託訓練	随時	

注) 定員に満たない場合は、追加募集を行うことがある。

- 問合せ先

募集についての不明な点は、県立産業技術専門校に問い合わせること。

(労働政策課)

○栃木県なかがわ水遊園の観覧料の承認

栃木県なかがわ水遊園設置及び管理条例(平成13年栃木県条例第6号)第8条の2第2項後段の規定により令和6(2024)年6月1日以後の観覧料を承認したので、栃木県なかがわ水遊園設置及び管理条例施行規則(平成13年栃木県規則第25条)第11条の規定により公告する。

令和6(2024)年4月9日

栃木県知事 福田 富一

区分	普通利用券		年間利用券 (発行日から1年間有効)
	一般	団体 (有料入館者20人以上) 一人につき	
大人	900円	700円	2,500円
小人	300円	200円	1,000円

備考

- 「小人」とは、小学校の児童及び中学校の生徒をいう。
- 普通利用券とは、1日の利用をすることができる利用券であって、年間利用券以外のものをいう。
- 年間利用券とは、1年間随時に利用をすることができる利用券をいう。

(農村振興課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6(2024)年4月9日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住所	退任年月日	就任年月日
海 道 土地改良区	理事	小林 紀夫	小林 紀夫	宇都宮市海道町143	令和6 (2024). 3.31	令和6 (2024). 4.1
	〃	小林 剛	小林 剛	〃 〃 484-2	〃	〃
	〃	和田 浩幸	和田 浩幸	〃 〃 529	〃	〃
	〃	石塚 義一	石塚 義一	〃 〃 555	〃	〃
	〃	岡川 賢志	岡川 賢志	〃 〃 1-3	〃	〃
	〃	小林 美夫	小林 美夫	〃 〃 88-1	〃	〃
	〃	齋藤 貢	齋藤 貢	〃 〃 534	〃	〃
	〃	岡川 修一	岡川 修一	〃 〃 18-2	〃	〃
	〃	橋本 進	橋本 進	〃 〃 395-9	〃	〃
	〃	岡川 雄二	岡川 雄二	〃 〃 80	〃	〃
	〃	福田 晴光	福田 晴光	〃 〃 19-2	〃	〃
	監事	稲見 敏夫	稲見 敏夫	〃 〃 89	〃	〃
	〃	坂本 昭夫	坂本 昭夫	〃 〃 116-1	〃	〃
〃	佐藤 有俊	佐藤 有俊	宇都宮市岩曾町495	〃	〃	
風見上平 土地改良区	監事	齋藤 勳		塩谷郡塩谷町大字風見351-3	令和6 (2024). 3.15	

	監事	町山 祐司		塩谷郡塩谷町大字上平609	令和6 (2024). 3.15	
--	----	-------	--	---------------	------------------------	--

○土地改良区清算人の退任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人について退任の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により公告する

令和6（2024）年4月9日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	清算人氏名	住 所	退任年月日
風見上平 土地改良区	樋山 正勝	塩谷郡塩谷町大字上平258	令和6（2024）.3.15
	小林 孝男	〃 〃 大字大宮1038-2	〃
	渡辺 肇	〃 〃 大字風見1162-2	〃
	細井敬一郎	〃 〃 大字上平244	〃
	神長 暉	〃 〃 〃 608	〃

○土地改良区連合役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6（2024）年4月9日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区 連 合 名	役職名	退任役員 氏 名	就任役員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
鬼怒中央 土地改良区 連 合	理 事	石川 武男		真岡市下籠谷253-2	令和6 (2024). 3.31	
	〃		大塚 克巳	〃 〃 708-2		令和6 (2024). 4.1

(農地整備課)

○都市計画決定図書の写しの縦覧

宇都宮市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により令和6（2024）年3月22日に決定した、宇都宮都市計画地区計画（岡本・北の杜タウン地区計画）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市政策課において縦覧に供する。

令和6（2024）年4月9日

栃木県知事 福田 富一

○都市計画決定図書の写しの縦覧

壬生町が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により令和6（2024）年3月29日に決定した、宇都宮都市計画地区計画（みぶ中泉産業団地地区計画）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市政策課において縦覧に供する。

令和6(2024)年4月9日

栃木県知事 福田 富一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

宇都宮市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和6(2024)年3月22日に変更した、宇都宮都市計画用途地域の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市政策課において縦覧に供する。

令和6(2024)年4月9日

栃木県知事 福田 富一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

壬生町が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和6(2024)年3月29日に変更した、宇都宮都市計画用途地域の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市政策課において縦覧に供する。

令和6(2024)年4月9日

栃木県知事 福田 富一

(都市政策課)

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
令和6 (2024)年 号外第20号	7	1	第4号	第号